

## 駐車場利用規約（利用約款）

日本サンサイクル株式会社（以下「サンサイクル」という。）が管理する自転車・自動車駐車場（以下「サンパーク」という。）は、下記の規定に従ってご利用いただきます。

### 1. 駐車スペースの提供

サンパークは、短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。

### 2. 免責

サンサイクルは、サンパークにおける車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任をおいませぬ。サンサイクルはサンパークの利用者が駐車場の他の利用者、もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属物、もしくは積載物に起因して被った損害、その他サンパーク内で発生した原因に起因して被った損害について責任を負いません。

### 3. 駐車時間

サンパークは短時間の駐車を目的とする駐車場ですから、駐車時間は最長48時間（※）までとします。継続して48時間（※）を超えて駐車しないでください。但し、サンサイクルに事前に承認を受けた場合、駐車場に他の駐車制限時間が掲出されている場合は、この限りではありません。

（※）駐車場によって、設定が異なる場合があります。

### 4. 駐車することができる車両

(1)サンパーク内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

#### 【自動車駐車場】

#### A. 平地に設置する場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5.0m 以下	1.9m 以下	ゲート物件 2.7m 以下 ゲート以外 3.8m 以下	15cm 以上	2.5t 以下

#### B. 機械式及びタワー式の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5.0m 以下	1.9m 以下	1.5m 以下	15cm 以上	2.0t 以下

【自転車・バイク駐車場】

A. 自転車駐車場の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
1.8m 以下	0.6m 以下	必要時 別途記載	必要時 別途記載	必要時 別途記載

B. ミニバイク(原付自転車)駐車場の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
1.9m 以下	0.8m 以下	必要時 別途記載	必要時 別途記載	必要時 別途記載

C. バイク(自動二輪)駐車場の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
2.6m 以下	1.0m 以下	必要時 別途記載	必要時 別途記載	必要時 別途記載

(2) 上記基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

- A. 最低地上高が25cmを越える車両等、車両入庫認識装置が作動しない形状の車両。
- B. オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両
- C. エアロパーツ装着車等ロック板との接触により入出庫障害を起こすおそれがある車両。
- D. 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- E. 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
- F. 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更手続きが済んでいない車両。
- G. 仮登録中の車等の車体の特定が困難な車両。
- H. 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。
- I. 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれがある車両。
- J. 危険物、有害汚染物質その他安全もしくは衛生を害するおそれがある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(3) 上記規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物を含めて判断するものとします。

(4) 自動車駐車場には、自動二輪車・原付自動車・足踏自転車・小型特殊自動車は、また、自転車・バイク駐車場には、三輪車・サイドカー付車両は駐車する事ができません。但し、駐車場に、特に駐車することができる旨の掲示がされている場合は駐車することができます。

## 5. 駐車料金

- (1) サンパークの利用者は、駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に  
応じた駐車料金をお支払い頂きます。
- (2) 駐車時間は、ロック式駐車場の場合は、センサーが感知した駐車スペースへの入庫  
から出庫までの時間、またゲート式駐車場の場合は、駐車場構内への入場時の発券  
から出場時の収券までの時間とします。
- (3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機、支払い機等によりお支払い下さい。
- (4) ロック板やゲート、その他の機器の状況にかかわらず、精算手順に従った精算行為  
を行なって下さい。

## 6. 駐車方法

サンパークの利用者は、駐車場内に掲出された方法にしたがい、示された駐車スペース内に駐車して下さい。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。駐車場が満車の場合等に駐車場で「入り待ち」をしないで下さい。

## 7. 不正駐車

サンパークの利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を駐車スペースから出庫し又は駐車場外へ移動したときは、その利用者はサンサイクルに対し、駐車料金のほか反則金として金5万円のお支払いを頂きます。

## 8. 放置車両

- (1) 時間制利用者が予めサンサイクルへの届出を行なうことなく7日間を超えて車両を  
駐車している場合（駐車場に他の駐車制限時間が掲出されている場合は現地掲載  
時間による）は、サンサイクルは、これらの利用者に対する通知又は駐車場におけ  
る掲示の方法により、サンサイクルが指定する日までに当該車両を引取することを請  
求することができるものとします。
- (2) 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができな  
いとき又はサンサイクルの過失なくして利用者を確認することができないときは、サ  
ンサイクルは、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をい  
う。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、サンサイクル  
が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この

場合、利用者は当該車両の引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、サンサイクルに対して車両の引渡請求又は、その他各自のいかんを問わず何らかの異議を申し立てないものとします。

- (3) 前2項の請求を書面により行なったにもかかわらず、サンサイクルが指定する日までに車両の引取りがなされないときは、サンサイクルは、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) サンサイクルは、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、サンサイクルの故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) サンサイクルは、(1)の規定において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。
- (6) サンサイクルは、(1)の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) サンサイクルは、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又はサンサイクルの過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対する通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日からバイク及び自動車については3カ月を、また自転車及びミニバイクについては2ヶ月を経過した後、利用者へ通知又は駐車場において掲示して予告した上で、車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知又は駐車場において掲示予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) サンサイクルは、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときにはこれを利用者へ返還するものとします。

## 9. 利用者の賠償責任

サンパークの利用者が本規定もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それによりサンサイクルが被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償して頂きます。

以上